

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

- 計量器の定期検査を実施する件 三九七
- 土地改良区の定款の変更を認可した件 三九六
- 保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件二件 三九六
- 肥料の検査の結果の概要を公表する件 三九六
- 土地改良区連合の役員が退任した旨届出があった件 三九六
- 土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件 三九六
- 福島県警察本部 落札者を決定した件 四〇〇

告示

福島県告示第六百四十九号
計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。
令和三年九月二十四日

一 計量法第二十一条第二項の規定により、**福島県知事 内堀雅雄**が指定した場所で行う検査

検査区域 南会津郡檜枝岐村	対象となる特定計量器 非自動はかり（計量法施行令（平成五年政令第321号）第五条第	検査の期日及び時間 一〇月二六日 午後二時三〇分から 午後四時まで	検査場所 尾瀬檜枝岐山旅 案内所
------------------	--	--	------------------------

一号又は第二号に掲げるものを除く。以下同じ。）、分銅及びおもり

同 郡只見町	同 郡南会津町	右に掲げる町	右の特定計量器で、右の検査を受けなかったもの	一〇月二七日 午前九時三〇分から 午前十一時三〇分まで	只見町役場町下 庁舎
同	同	一〇月二八日 午前九時三〇分から 午前一二時まで	一〇月二九日から一一月二六日まで（火曜日、木曜日、土曜日、日曜日及び祝日を除く。） 午前九時から 午前一一時三〇分まで 午後一時から 午後三時まで	只見町明和振興センター	南会津町伊南会館
同	同	午後三時一五分から 午後四時一五分まで		南会津町南郷総合支所	

二 特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第70号）第三十九条第一項に規定する検査場所で行う検査

検査区域 南会津郡檜枝岐村、同郡只見町及び同郡南会津町	対象となる特定計量器 非自動はかり、分銅及びおもり	検査の期日 十一月一日から十二月二〇日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）	(計量検定所)
--------------------------------	------------------------------	---	---------

福島県告示第六百五十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、富岡町土地改良区から令和三年八月六日付けで申請のあった定款の変更について、同年九月十四日認可した。

令和三年九月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

（農村計画課）

福島県告示第六百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を喜多方市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和三年九月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

一 所在の不明な者の氏名

- 小澤兼八 渡部富三 神田善三 神田小市 神田善次郎 若菜為彦 若菜為彦 若菜久吾 神田弥三郎 大塚直八 大塚直八 永井己之八 小沢功 神田庄次郎 永井清吾 若菜源真 神田四郎 神田直喜 若菜作八

二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（令和三年農林水産省告示第千二百八十九号）によること。

（森林保全課）

福島県告示第六百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を喜多方市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和三年九月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

一 所在の不明な者の氏名

- 大塚栄喜 廣瀬神社 岩淵利雄 花積俊実 遠藤利馬 横山義臣 大塚光市 大塚絹代 大塚光市 大塚明 広田義衛 遠藤守 慶徳庄重 大塚半四郎 山本善平 大塚又市 永楽清六 大塚吉三郎 大塚榮太郎 大塚平四郎 大塚敏男 大塚敏男 大塚

塚明 永楽曾吉 永楽曾吉

二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（令和三年農林水産省告示第千二百八十八号）によること。

（森林保全課）

公 告

公告第百八十三号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条第七項の規定により、令和三年七月に収去した肥料の検査結果の概要を次のとおり公表する。

令和三年九月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

令和3年7月分（普通肥料）

Table with 5 columns: 肥料の種類等, 保証票添付者, 肥料の名称, 検査の概要 (Analysis items, Guarantee ticket, Other), 備考. Row 1: 普通肥料, 片倉コープアグリ株式会社, 粒状なたね油, TN, TP, TK, -

注

- 1 分析検査の欄及びその他の検査の欄の記載は、検査対象荷口全体の肥料を代表しうるよう必要袋数（ばらの場合には、必要部位数）を抽出し、混合した試料1点について検査した結果である。
2 分析検査項目に係る指摘事項は、分析値と規格・基準値又は表示値とを比較した結果である。
3 主成分の略号は次のとおりである。
TN-窒素全量、TP-りん酸全量、TK-加里全量
（環境保全農業課）

公告第百八十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十四条において準用する同法第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区連合の役員が退任した旨届出があった。

令和三年九月二十四日

福島県知事 内堀 雅雄

土地改良区の名称
会津南部土地改良区連合

退任した役員

役別 氏名

住所

理事 佐藤 美代志

河沼郡湯川村大字堂畑字二本柳甲二三三番地

同 井関 征生

会津若松市門田大字面川字花坂一〇六番地

同 成田 幸意

市門田町大字黒岩字若宮一番地

同 白井 康友

市門田町大字一ノ堰字村西八番地

（農村計画課）

公告第百八十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

令和三年九月二十四日

福島県知事 内堀 雅雄

土地改良区の名称
会津中央土地改良区

退任した役員

役別 氏名

住所

理事 佐藤 美代志

河沼郡湯川村大字堂畑字二本柳甲二三三番地

同 井関 征生

会津若松市門田大字面川字花坂一〇六番地

同 成田 幸意

市門田町大字黒岩字若宮一番地

同 白井 康友

市門田町大字一ノ堰字村西八番地

同 三澤 隆晴

河沼郡湯川村大字熊ノ目字居花一四三〇番地

同 阿部 護郎

会津若松市門田大字堤沢字上村三五六番地

同 古川 秀廣

市神指町横沼二四八番地

同 二瓶 正照

市神指町大字高久字高久一九九番地

同 小山 要一

市大戸町大字高川乙二〇七番地

同 獨古 隆

市門田町大字徳久字竹之元五七八番地

同 佐瀬 宗司

市神指町大字南四合字深川八四番地

同 菊地 傳

市神指町上神指五六番地

同 齋藤 信次

河沼郡湯川村大字勝常字代舞一七八九番地

同 川島 寛

会津若松市大戸町石村七八番地

監事 渡部 吉榮

同 石井 之男

同 尾崎 純也

就任した役員

役別 氏名

住所

理事 佐藤 美代志

河沼郡湯川村大字堂畑字二本柳甲二三三番地

同 白井 康友

会津若松市門田大字一ノ堰字村西八番地

同 成田 幸意

市門田町大字黒岩字若宮一番地

同 佐瀬 宗司

市神指町大字南四合字深川八四番地

同 三澤 隆晴

河沼郡湯川村大字熊ノ目字居花一四三〇番地

同 小山 要一

会津若松市大戸町大字高川乙二〇七番地

同 菊地 傳

市神指町上神指五六番地

同 齋藤 信次

河沼郡湯川村大字勝常字代舞一七八九番地

同 川島 寛

会津若松市大戸町石村七八番地

同 古川 秀廣

市神指町横沼二四八番地

同 二瓶 正照

市神指町大字高久字高久一九九番地

同 阿部 清一

市門田町大字堤沢字下村二〇番地

同 市川 聰

市門田町大字面川字館堀四三番地

同 渡部 吉榮

河沼郡湯川村大字三川字中台三三四番地

同 石井 之男

会津若松市神指町大字北四合字東川原八三番地の一

同 尾崎 純也

市門田町大字日吉字笹籬田一六番地

（農村計画課）

福島県警察本部

福島県警察本部公告第82号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける基幹系ネットワークシステム機器（22拠点）の賃貸借について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和3年9月24日

福島県警察本部長 児嶋 洋 平

- 1 落札に係る借入物品の名称及び数量
基幹系ネットワークシステム機器（22拠点） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県警察本部警務部会計課 福島県福島市杉妻町5番75号
- 3 落札者を決定した日
令和3年8月20日
- 4 落札者の氏名及び住所
N E C キャピタルソリューション株式会社 東京都港区港南二丁目15番3号
- 5 落札金額
64,047,720円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和3年7月2日

（ 会 計 課 ）